

昭和47年商業統計調査
指定統計第23号
商業調査票丙
(飲食店用)

表紙番 産業分類

市区町村番号 基本調査区番号 商業調査区番号 整理番号

- 1. この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づき指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。
2. この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。
3. この調査票は、調査員(経由)→市区町村→都道府県→通商産業省へ提出されます。

裏面の記入注意をよく読んで記入してください。この調査は、事業所ごとの調査ですから事業所(店舗)だけについて記入してください。欄は市区町村で記入してください。欄は記入しないでください。

1. 商店名および商店所在地 (電話 局 番)
2. 経営組織 該当する番号を○でかこんでください。
3. 商店の開設年
4. 従業者数
5. 年間商品販売額
6. 業種

通商産業省

記入注意

一般事項

- 1. 調査票には、青インキまたは黒インキを用いて、明りように記入してください。
2. 調査の期日(昭和47年5月1日)に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

- 4. 従業者数
(1) 従業者とは、昭和47年5月1日(または、これに最も近い給与締切日)現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
(2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
(3) 「有給役員」とは、会社では社長、副社長、専務取締役、常務取締役、監査役、また団体では理事長、専務理事、常務理事、監事であって、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
(4) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。
6. 業種 右の飲食店の業種分類表によって記入してください。

- 備考欄
(1) 現在休業中の商店は、その旨および休業期間を記入してください。
(2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。

飲食店の業種分類表

Table with 3 columns: 業種名, 定義, 例示. Includes categories like 一般食堂, 日本料理店, 西洋料理店, etc.